

● 一般会計との比較

地方公共団体(有田町)の主な事務	
一般会計	公営企業会計
教育・福祉・子育て及び高齢者の支援 土木・環境・商工及び農業の支援 消防など	水道事業 汚水処理事業 (公共下水道・合併浄化槽・農業集落排水)



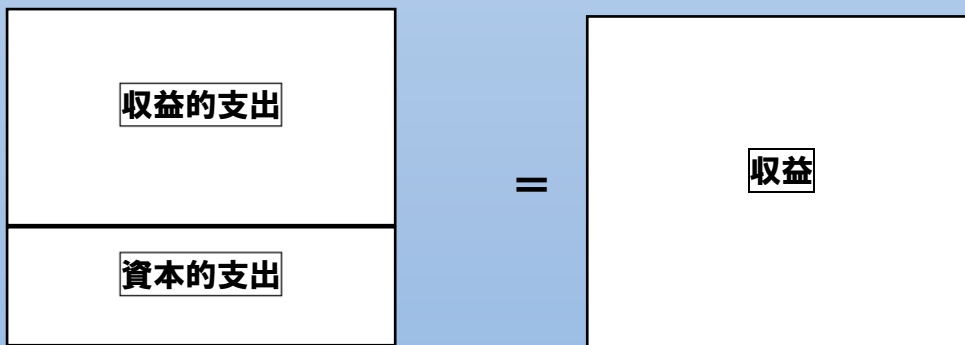
町民税・固定資産税などの税金	水道料金・下水道使用料の収益
----------------	----------------

経営に要する経費は、収益(料金)をもって充てる
「独立採算制」が原則

※消火栓の設置や修繕などに要する費用は一般会計が負担する。

○公営企業としての経営の原則

～独立採算制～



水道料金(または下水道使用料)は、給水(汚水処理)にかかる費用をすべて、積み上げた金額が賄えるようにすることが望ましいとされている。

● 収益的収支(3条)と資本的収支(4条)

公営企業会計では、「**収益的収支(3条)**」と「**資本的収支(4条)**」に区分して、予算の内容を明確にすることとされている。

○ 収益的収支(3条)

- 1年間で発生した、水を作るための費用や浄水場・配水管等の水道施設の維持修繕などの費用と、水道料金や下水道使用料などの財源

水道事業の具体例

収入:水道料金、手数料、給水加入金など

支出:水道施設(浄水場、水道管など)の維持管理、減価償却費、
水道メーターの検針委託料など

家計に例えると……

収入:給料

支出:食費、日用品費、被服費、水道光熱費、通信料、教育費、
医療費、保険など

「収入」-「支出」=「利益」
収益的収支(3条)の利益は、資本的収支(4条)の財源に充てられる

○ 資本的収支(4条)

- 水道施設、水道管の整備及び耐震化や老朽化対策の工事などの長期間にわたり影響がある費用と、それに必要な企業債、国庫補助などの財源

水道事業の具体例

収入:建設改良等企业債、国庫補助金、3条収支利益の積立金など

支出:建設改良費(老朽管更新工事等)、建設改良等企业債償還金など

家計に例えると……

収入:金融機関等からの借入、預金等の取崩しなど

支出:住宅購入費、ローンの返済など